

安
定
社

綱領主張

主
張

我等は相變扶助の精神の下に一致協力し
一、八時間労働制による生生活費の確立
二、花業禁止及日曜日休業
三、労働保険制度の確立
四、社會條件の更改

着實な方針を以て、我等の地位の改善
を圖らん事を期す

規則第一章総則

第四條 本組合は日本本邦労總同盟に加盟する
第五條 本組合は大阪府管内に於ける機械工業に從事する労働者を以て組合す
第六條 本組合は本組合の綱領に基き本組合の主張の實現を圖るを以て目的とする

第七條 本組合員たる者は規定の様式に従ひ入會金及一ヶ月分以上の組合

第八條 本組合員にして退會せんとする時は其理由を明記し組合員章及組合徵章を添へ所屬支部に届け出すべし

第九條 本組合員は規定の組合役員であるの権利及び義務を有す

第十條 本組合員は本組合の規則及決議を尊重し是を遵守する義務を有す

第十一條 本組合員は各支部選出の代表員を以て組織し毎年春秋二回組合長を招集して本組合員の重要事項を協議決定す

第十二條 但し委員會及代議員二分の一以上請求ありたる時組合長は臨時總會を招集して本組合員の重要事項を協議決定す

第十三條 本組合員は各支部選出の代表員を以て組織し總會及協議會の決議に基き本組合の事業を執行す

第十四條 本組合員は委員を以て組織し總會及協議會の決議に基き本組合の事業を執行す

第十五條 總會は委員及各支部選出の代表員を以て組織し毎年春秋二回組合長を招集して本組合員の重要事項を協議決定す

第十六條 協議會は委員及各支部選出の協議員を以て組織し本組合の緊急事項を協議

第十七條 委員會は委員を以て組織し總會及協議會の決議に基き本組合の事業を執行す

第十八條 本組合は本部に左の役員を置く

第十九條 組合長は總會に於て組合員中より選舉し本組合員を代表し全體の事業を總理す

第二十条 本組合員は總會に於て總會の決議に基き本組合の事業を執行す